

## 改訂意匠審査基準（第 3 部）（案）

### 第 3 部 新規性の喪失の例外

#### 31 関連条文

##### 意匠法

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

#### 31.1 意匠法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定

創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知の意匠に該当するに至つた意匠（以下「公開意匠」という。）となつたときは、その公開意匠が最初に公開された日から 6 か月以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性（意匠法第 3 条第 1 項）及び創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知の意匠ではないとみなすものである。

意匠法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものかにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定を適用する。

この箇所に置かれている意匠法第 4 条第 1 項の規定に関する事項を、  
意匠法第 4 条第 2 項の規定に関する事項の後に移動させる。

### 31.1.1 34.1.4 意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するための要件

公開意匠について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するためには以下の  
(1) から (3) の要件を満たしていなければならない。

(1) 意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の  
行為に起因して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至っ  
たものであること。

- ①意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
- ②意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載  
された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

(2) 上記 (1) の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠  
登録出願をしていること。

(3) 上記 (1) の意匠が初めて公開された日から 6 月以内に意匠登録出願  
されていること。

審査官は、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用の判断に当たっては、意匠法  
第 4 条第 3 項又は第 4 項の規定により提出された「証明する書面」（以下、単  
に「証明する書面」という。）によって、上記の要件を満たすことの証明がな  
されたか否かを判断する。

意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するためには、創作された意匠が、意匠  
登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、以下のいずれかの意匠に該  
当するに至ったものであることが必要である。

- ~~—(1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠~~
- ~~—(2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記  
載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠~~

### 34.1.5 意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用するための確認事項

上記の要件を満たしているか、以下のすべての事項が、意匠登録出願の日  
から 30 日以内に提出された証明する書面により明示されると共に証明され  
ているかを確認する必要がある。

### 31.1.1.1 ~~34.1.5.4~~ 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第 4 条第 2 項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

~~公開意匠が、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開されたことが要件の一部であることから、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が明示されると共に証明される必要がある。~~

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開意匠の公開前に、公開意匠の創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継のその事実が明示されると共に証明される必要がある。

### 31.1.1.2 ~~34.1.5.2~~ 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公知の意匠に該当するに至った事実が明示されると共に証明される必要がある。

### 31.1.1.3 ~~34.1.5.3~~ 証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること

~~意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願にあつては、その者がした意匠登録出願であることが要件の一であることから、上記 31.1.1.5.1「証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者」において証明された、証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが一致していなければならない。~~

証明する書面に記載された公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該意匠登録出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。

~~31.1.5.4~~—当該意匠登録出願が、証明する書面に記載された意匠が最初に公開された日から6か月以内に出願されていること

~~この要件を満たすためには、当該公開意匠が最初に公開された年月日について、まず明示されると共に証明される必要があり、その日から6か月以内に意匠登録出願されていなければならない。~~

31.1.2 ~~31.4.6~~ 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

(1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第4条第3項)。ただし、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して書面の提出を省略することができる(意匠法施行規則第19条第3項で準用する特許法施行規則第27条の4)。

なお、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記録しなければならない(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条)。

(2) 公開意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第4条第3項)。

なお、証明する書面の提出については、意匠法施行規則第1条の規定及び同規則様式第1により、新規性の喪失の例外証明書提出書とともに物件提出しなければならない。

~~—(1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出(意匠法第4条第3項)あるいは願書にその旨を記載(意匠法施行規則第19条第3項で準用する特許法施行規則第27条の4)—~~

~~—(2) 電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて、意匠登録出願の願書にその旨を記録(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条)—~~

~~—(3) その意匠登録出願の日から30日以内に、公知の意匠に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出(意匠法第4条第3項)—~~

~~—(4) 意匠法施行規則第1条に規定する様式第1による新規性の喪失の例外証明書提出書の提出~~

### 31.1.3 「証明する書面」に基づく意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用についての判断手順

#### 31.1.3.1 以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、原則として、公開意匠が 31.1.1 に記載の要件を満たすことについて証明されたものと判断し、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認める。

ただし、「公開意匠」が意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

#### 「証明する書面」の書式

##### 意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

#### 1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)

#### 2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について  
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

出願人〇〇〇 印

以下この部において、上記「1. 公開の事実」及び「2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実」の欄の内容と同程度の事実を、それぞれ「公開の事実」及び「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」という。

### 31.1.3.2 31.1.3.1 に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合

提出された「証明する書面」に、31.1.3.1 に示す書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、公開意匠が 31.1.1 に記載の要件を満たすことについて証明されたと判断し、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認める。

ただし、31.1.3.1 に示す書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開意匠」が意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

### 31.1.3.3 意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手順

「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開意匠」について、審査官が、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、31.1.1 に記載の要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。

## 31.1.4 意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用についての判断に係る留意事項

### 31.1.4.1 同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第 4 条第 2 項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い

(1) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して同一の意匠が複数回公開された場合において、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない。

ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当するに至った意匠を、先の公開に基づいて複数回に亘って事後公開した場合には、その先に公開された意匠について意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第 2 回以降の公開によっても、その意匠は意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものとする。

例えば、次のような例において、先の公開について意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第 2 回以降の公開によっても、その意匠は意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものとする。

例 1：意匠登録を受ける権利を有する者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、2 回目以降の納品によって公開された意匠

例 2：意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠を掲載した製品カタログを取引先に配布することによって意匠を公開した後、取引先の注文に応じて製品を納品することによって 2 回目以降の公開がなされた意匠

(2) 意匠法第 4 条第 2 項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一の意匠を公開した場合には、原則として、その意匠は第三者の公開によって意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当したものとする。

ただし、第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかなきとき（注）は、その公開によっても、その意匠は意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものとする。

（注）「第三者の公開が『該当するに至った意匠』の公開に基づくことが明らかなきとき」とは、例えば次のようなものをいう。

例 1：意匠登録を受ける権利を有する者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品を購入した第三者がウェブサイトにその商品を掲載したことによって公開された意匠

例 2：意匠登録を受ける権利を有する者が見本市に出品したことによって公開された意匠と、その出品情報が新聞に掲載されたことによって公開された意匠

#### 31.1.4.2 出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用についての取扱い

意匠法第 4 条第 2 項は、意匠登録出願前の公開意匠と当該意匠登録出願の意匠とが同一、類似又は非類似であるか否かを問わず、「証明する書面」に記載された公開意匠が所定の要件を満たしたときに、当該公開意匠に限って、新規性（意匠法第 3 条第 1 項）及び創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）の登録要件の判断において、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす規定である。したがって、「証明する書

面」に記載されない公開意匠については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認めず、公知の意匠と取り扱う。

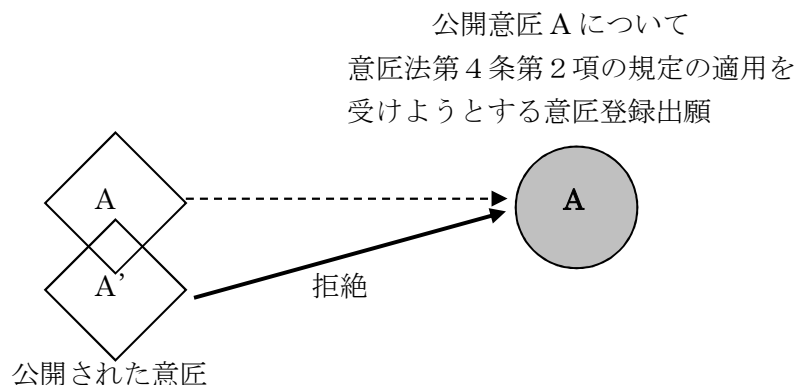
意匠登録出願前に相互に類似する複数の意匠が公開された場合等については以下のとおり取り扱う。

#### 31.1.4.2.1 相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A の「証明する書面」には公開意匠 A のみが記載された場合の取扱い

この場合、当該意匠登録出願 A において、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができるのは、公開意匠 A のみである。

したがって、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A' に類似する意匠登録出願 A の意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に該当し意匠登録を受けることができない。

なお、意匠登録出願 A において、公開意匠 A 及び A' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、公開意匠 A 及び A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。



#### 31.1.4.2.2 本意匠である意匠登録出願 A については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠 A を記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願 A' については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願 A' についての公開意匠 A の取扱い

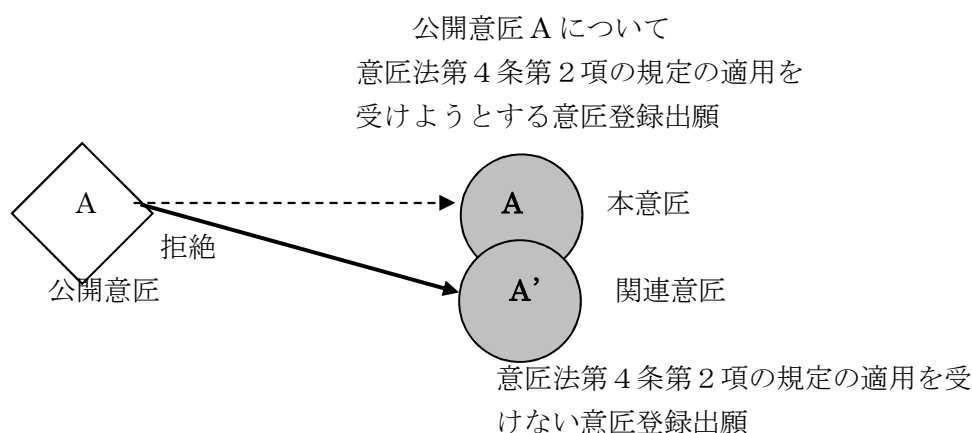
関連意匠の意匠登録出願 A' については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための所要の手続がなされていないのであるか



ら、公開意匠 A を公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。

したがって、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A に類似する意匠登録出願 A' の意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に該当し意匠登録を受けることができない。

なお、関連意匠の意匠登録出願 A' において、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠 A を「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公開意匠 A について公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。



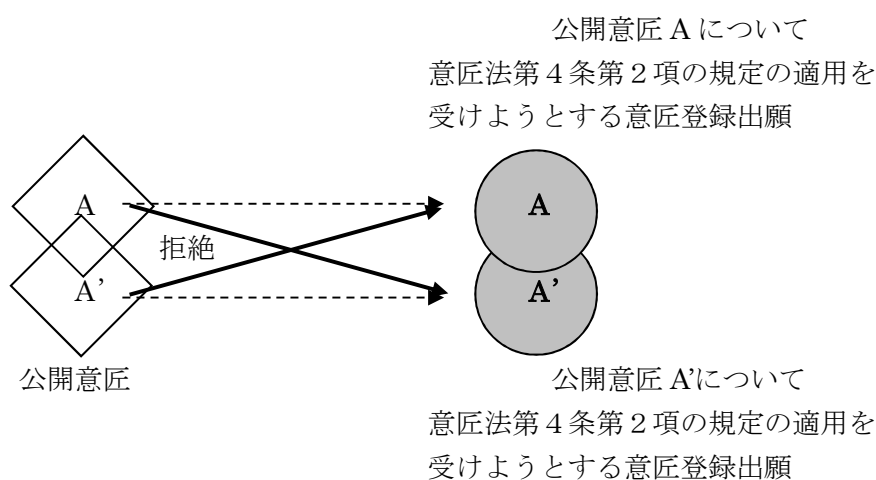
#### 31.1.4.2.3 相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A 及び意匠 A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い

両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願 A について、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠 A のみであり、同様に、意匠登録出願 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠 A' のみである。

したがって、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A' に類似する意匠登録出願 A の意匠、及び、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A に類似する意匠登録出願 A'

の意匠は、いずれも意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。

なお、意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' において、それぞれ公開意匠 A 及び公開意匠 A' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠 A 及び公開意匠 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。



#### 31.1.5 34.1.4 意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための要件

公開意匠が、意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するためには以下の (1) から (3) の要件を満たしていなければならない。

(1) 意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の意に反して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

- ① 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
- ② 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

(2) 上記 (1) の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

(3) 上記 (1) の意匠が初めて公開された日から 6 月以内に意匠登録出願されていること。

~~意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するためには、創作された意匠が、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、以下のいずれかの意匠に該当するに至ったものであることが必要である。~~

~~(1) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠~~

~~(2) 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠~~

### 31.1.2 ~~意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための確認事項~~

~~上記 31.1.1 「意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための要件」を満たしているか、以下のすべての事項が書面により明示されるとともに証明されているかを確認する必要がある。~~

#### 31.1.5.1 31.1.2.4 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第 4 条第 1 項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。公開意匠が、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたことが要件の一部であることから、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者が明示されると共に証明される必要がある。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開意匠の公開前に、公開意匠の創作者が意匠登録を受ける権利を第三者へ承継して公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継のその事実が明示されると共に証明される必要がある。

#### 31.1.5.2 31.1.2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実

公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された場合とは、例えば、創作者の創作した意匠が窃取盗用によって第三者に公開されたような場合が該当する 考えられる。

~~いづれにしても、~~どのような経過を経て、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたかという事実が明示されると共に証明される必要がある。

### ~~31.1.2.3~~ 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること

~~意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願にあつては、その者がした意匠登録出願であることが要件の一部であることから、上記 31.1.2.1「公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者」において証明された、公開時における公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが一致していなければならない。~~

~~公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者と当該意匠登録出願の願書に記載された意匠登録出願人とが相違する場合には、公開意匠の公開後に、当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利が当該出願人に承継されている事実が明示されると共に証明される必要がある。~~

### ~~31.1.2.4~~ 当該意匠登録出願が、公開意匠が最初に公開された日から 6 か月以内に出願されていること

~~この要件を満たすためには、当該公開意匠が最初に公開された年月日について、まず明示されると共に証明される必要があり、その日から 6 か月以内に意匠登録出願されていなければならない。~~

## 31.1.6 ~~31.1.3~~ 意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けるための手続に関する時期的要件

意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第 4 条第 3 項に規定していない。

したがって、当該意匠登録出願の意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の規定により拒絶の理由が通知された際に、その規定の適用の基礎となる資料が公開意匠であったことから、~~意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時に、意見書又は上申書等書面により上記 31.1.5~~~~31.1.2~~「意

~~「意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための確認事項」~~の要件を満たす事実を明示すると共に証明すればよい。

なお、~~意匠登録出願人は、意匠登録出願前に上記 31.1.5~~~~31.1.2~~~~「意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための確認事項」~~の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願人は、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもよい。

#### 31.1.7 意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用についての判断

審査官は、意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けることができる公開意匠であるとして出願人から提出された意見書、上申書等によって、当該公開意匠が上記 31.1.5 の要件を満たすことが合理的に積明されているか否かを判断する。